○外務省告示第二百九十八号

平成二十八年七月十一日にタラワで、ニッポン・コーズウェイ改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ニッポン・コーズウェイ改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十八億五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　花谷卓治在キリバス大使

キリバス側　ターネス・マーマウ大統領兼外務・移民大臣

平成二十八年七月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百九十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項及び第四十二条の規定に基づき、圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年七月二十一日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　加藤　勝信

第十条第二号を次のように改める。

二　高合金鋼鋼板及び非鉄金属板　一・五ミリメートル以上

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十二条、第十三条第一項、第二十二条及び第二十六条第一項中「に腐れ代を加えた厚さ」を削る。

第三十二条第二項中「日本工業規格Ｒ三二〇六（強化ガラス）」を「日本工業規格Ｂ八二八六（圧力容器用のぞき窓）」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条第一項中「日本工業規格Ｂ二二二〇（鋼製溶接式管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二三八（鋼製管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二三九（鋳鉄製管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二四〇（銅合金製管フランジ）若しくは日本工業規格Ｂ二二四一（アルミニウム合金製管フランジ）」に、「ただし、日本工業規格Ｂ二二三八」を「ただし、日本工業規格Ｂ二二二〇」に、「及び日本工業規格Ｂ二二四〇」を「、日本工業規格Ｂ二二四〇及び日本工業規格Ｂ二二四一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「日本工業規格Ｂ二二二〇（鋼製溶接式管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二三八（鋼製管フランジ通則）、日本工業規格Ｂ二二三九（鋳鉄製管フランジ通則）若しくは日本工業規格Ｂ二二四〇（銅合金製管フランジ通則）」を「日本工業規格Ｂ二二二〇（鋼製管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二三九（鋳鉄製管フランジ）、日本工業規格Ｂ二二四〇（銅合金製管フランジ）若しくは日本工業規格Ｂ二二四一（アルミニウム合金製管フランジ）」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十七条第二項中「の附属書十一」を削る。

第五十二条第一項中「日本工業規格Ｚ二二四二（金属材料衝撃試験方法）」を「日本工業規格Ｚ二二四四（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）」に改め、同条第二項中「日本工業規格Ｚ二二〇二（金属材料衝撃試験片）」を「日本工業規格Ｚ二二四二（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）」に改め、「の附属書十一」を削る。

第六十条第二項中「日本工業規格Ｇ〇五六五（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類）」を「日本工業規格Ｚ二三二〇―一（非破壊試験―磁粉探傷試験―第一部：一般通則）、日本工業規格Ｚ二三二〇―二（非破壊試験―磁粉探傷試験―第二部：検出媒体）及び日本工業規格Ｚ二三二〇―三（非破壊試験―磁粉探傷試験―第三部：装置）」に改め、同条第三項中「日本工業規格Ｂ八二七〇（圧力容器（基盤規格））」を「日本工業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）」に改める。

第六十一条第三項中「日本工業規格Ｂ八二七〇（圧力容器（基盤規格））」を「日本工業規格Ｂ八二六五（圧力容器の構造―一般事項）」に改める。

附　則

（経過措置）

1　この告示の適用の日において、現に製造している圧力容器又は現に存する圧力容器の規格については、なお従前の例による。

2　前項の規定は、同項に規定する圧力容器又はその部分がこの告示による改正後の圧力容器構造規格に適合するに至った後における当該圧力容器又はその部分については、適用しない。

○農林水産省告示第千四百九十五号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十条において準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十八年七月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　許可をすべき水産動植物の総量　にほんうなぎ　二十一・七トン

二　許可を申請すべき期間　平成二十八年七月二十二日から同年十月二十一日まで

備考

1　この告示に係る許可（以下「許可」という。）の有効期間は、平成二十八年十一月一日から平成二十九年十月三十一日までとする。

2　許可において定める水産動植物の量は、許可に係る養殖場において養殖することができるうなぎ（当該養殖場で養殖される前に国内の他の養殖場で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）を除く。）の量とする。

3　許可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。

二　前号の規定による出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを新たに養殖してはならない。

三　既養殖うなぎを新たに養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る第一号の規定により交付された出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四　にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

○国土交通省告示第八百九十四号

大阪国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地

二　空港の名称及び位置　大阪国際空港　兵庫県伊丹市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第千六十号を参照）

エプロン

面積　四十八万二千百五十七平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年八月十八日

○国土交通省告示第八百九十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

第一項の表稚内ＶＯＲの項中「平成12年11月30日から供用再開」を「平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

抜海	海上濃霧にＶＯＲ同じ	Ｎ45°24′Ｅ141°47′北海道稚内市	108.85	200なし	ＢＫＥ	24時間	平成28年８月18日	抜海ＤＭＥとＶＯＲ／ＤＭＥとの組合せを運用